

豊富町空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第14号）第15条第2項に規定する協議会として組織する豊富町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 町長は、空家等対策の推進に関し次に掲げる事項について協議会で協議を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員8人をもって組織する。

- 2 会長は町長とする。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 地域住民及び法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
 - (2) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は町民課生活環境係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。